

申請の流れ

埋立て等の面積が500平方メートル以上のもの

埋立て等の面積が隣接区域で1年以内に埋立て等がされ、その合計が500平方メートル以上のもの

盛土又は切土の高さが1メートル以上で、かつ、係る土砂等の量が500立方メートル以上のもの

埋立て等の面積が3,000平方メートル以上の場合

未満の場合

事前協議書作成

内容審査

事前公開

概要等掲示板の設置

地元への説明会の開催

事前協議済書通知

※次のいずれかに該当する埋立て等は除く。

- 1 他法令の許可、認可を受け、又は届出等をして行う埋立て等
- 2 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う埋立て等
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う埋立て等

その他協議、調整すべき事項等

- ・ 官有地との境界確定（土木管理課地籍調査係）
- ・ 地域住民との調整
- ・ 運搬土砂量が1,000立方メートル以上の場合は三者協定（地域安全課生活安全係）
- ・ 道水路等の管理者との協議（道水路整備課 等）
- ・ 自費工事及び占用短削の申請（土木管理課管理係）
- ・ 農地転用許可（農業委員会）
- ・ その他

内容に変更がある場合
の手続きは、許可申請
手続きに準ずる。

許可申請書提出

内容審査

許可決定通知書

標識の設置

工事着手

完了届提出

※工事廃止の場合は、廃止届提出

完了検査

適 合

合 格

不許可決定通知書

不適合

手直し完了